

第8期介護保険事業計画「取組と目標」に対する自己評価シート

※「介護保険事業(支援)計画の進捗管理の手引き(平成30年7月30日厚生労働省老健局介護保険計画課)」の自己評価シートをもとに作成

第8期介護保険事業計画に記載の内容				R3年度(年度末実績)			
区分	現状と課題	第8期における具体的な取組	目標 (事業内容、指標等)	実施内容	自己評価	課題と対応策	
①自立支援・介護予防・重度化防止	○高齢化が進み、後期高齢者が増加するため、介護予防・重症化予防が一層重要となる。介護予防活動への参加やサロン活動が少ない。	①まるごと元気アップ運動教室の実施	(事業内容)60歳以上の方を対象に町内2地区で3クラスの運動教室を週1回ずつ、各48回ずつ開催します。 (指標) [R3] [R4] [R5] 延参加数 1,650 1,800 1,950	まるごと元気アップ運動教室の延参加数 703人 ※新型コロナウイルス感染症対策、熱中症対策により、計17回中止となった。	△	・新型コロナウイルス感染症拡大防止のため複数回の教室を中止せざるをへなく、延参加数は減少した。新型コロナウイルス感染症の二次被害としてフレイル状態の高齢者の増加が懸念される。今後は感染対策を徹底して教室の継続を目指す。 ・広報などでの周知を感染症対策の面から控えていたが、今後は再開し、新規参加者が増加するように働きかけていく。	
		②介護予防教室の実施	(事業内容)町内の老人会やたんぼぼクラブなどの参加者へ介護予防をテーマとした健康教育を実施する。 (指標) [R3] [R4] [R5] 介護予防教室開催回数 10 10 10	介護予防教室開催回数 13回	◎	・町内の依頼のあった老人会に対して介護予防の内容で健康教育を実施している。例年同じ団体からの依頼が多いので、依頼のない老人会へも今後は働きかけていく。 ・たんぼぼクラブなど住民主体の活動へ保健師が介入しているが、リハビリ専門職など他の介護予防に特化した専門職の介入を検討し、効果的な介護予防の実施を目指す。	
		③地域ケア個別会議及び地域ケア会議の開催	(事業内容)関係機関が集まり、個別課題や地域課題等について検討している。 (指標) [R3] [R4] [R5] 地域ケア個別会議 10 10 10 地域ケア会議 12 12 12	地域ケア個別会議 8回 地域ケア会議 5回	△	・新型コロナ感染症まん延防止のため、関係機関が一度に集まる場合は避けた方が良いという判断のもと地域ケア会議の開催を控えた。 ・今後は高齢化が進み、福祉サービスの拡充の必要性の是非などを地域ケア会議で検討する必要があるため、感染対策を取った上でできるだけ中止せずに会議を開催していく。	
		④住民主体の活動支援	(事業内容)老人会や町内2拠点での住民主体の活動などがあり、定期的に健康教育などにより支援している。 (指標) [R3] [R4] [R5] 住民主体の活動団体数 15 15 15	老人会 15団体 住民主体の活動 2団体	◎	・すべての老人会で定期的に活動が実施されている。 ・碧水と和の2地区において住民主体の活動の場があり、健康相談や健康教育を実施している。 ・今後も専門職が介入して住民主体の活動の場に参加することで効果的に介護予防が行われるよう支援する。	
②給付適正化	○要介護認定の適正化 認定調査は近年横ばいの状況で全件点検できている。	適正かつ公平な要介護認定の確保を図るため、要介護認定に係るすべての認定調査票の内容の点検を行います。 ・委託で実施している調査については基本3回に1回町が認定調査を実施する。	要介護認定における調査票を全件点検する。	・認定調査票点検:全件(106件)	◎	・調査担当で情報共有を図り、適正な介護認定に努めている。 ・委託で実施している調査は基本3回に1回町が実施することになっているが、新型コロナウイルス感染症の影響により、実施できない場合もあった。感染症の動向をみながら、できる限り実施していく。	
		○ケアプラン点検 毎月定期的にケアプラン点検を実施できている。 ケアプラン点検支援マニュアルを活用し、介護支援専門員が自己点検できる仕組みが必要である。	町内居宅介護支援事業所の新規・更新ケアプランを月1回点検し、「自立支援に資するケアマネジメント」に向けた支援を行います。	月1回のケアプラン点検を実施する。	・ケアプラン点検回数:12回(うち3回書面) ・ケアプラン点検数:48件	◎	・毎月ケアプラン点検と連絡会議を開催しており、居宅介護支援事業所に必要な助言等も実施している。 ・新型コロナウイルス感染症の影響で書面にでの実施もあったが、計画どおりに進められているので、継続して実施していく。
		○住宅改修の等の点検、福祉用具購入・貸与調査 住宅改修の事前申請については地域ケア会議を活用して点検を行っている。また、必要時は建設課技術職の助言も得ています。今後は点検と効果の検証が必要です。	住宅改修の事前申請については地域ケア会議を活用して点検を行います。また、必要時は、建設課技術職やリハビリ専門職が関与して住宅改修、福祉用具貸与、購入について点検を行い、効果を検証します。	住宅改修の訪問確認件数:年間5件	・地域ケア会議を活用した住宅改修事前申請の点検:6件 ・福祉用具、住宅改修におけるリハビリ専門職の訪問による助言指導と点検:5件 ・住宅改修の建設課技術職の点検、助言:3件	◎	・リハビリ専門職が関与することで、本人の状態像にあった福祉用具の貸与と住宅改修になっている。今後も必要なケースには、リハビリ専門職を積極的に活用する。
		○縦欄点検・医療情報との突合 国保連合会に委託して毎月実施しています。	国保連合会に委託し、給付実績の縦欄点検・医療情報との突合を毎月実施し、請求内容の誤りや重複請求を早期に発見し、適切な措置を行います。	請求誤りや重複請求をなくす。	・国保連合会へ委託することにより請求内容の誤りや重複請求を早期に発見し適切な措置を行うことができる。	◎	
		○介護給付費通知 年1回介護サービス利用者全員へ通知しています。電話で通知内容の問い合わせがあった場合は、担当者が説明を行っています。 今後は、介護支援専門員から利用者への説明も必要と考えます。	受給者本人または家族に介護給付費を年1回送付し、事業者からの介護報酬の請求及び費用の給付状況等について確認してもらうことで、介護保険サービスの適正な利用や事業者の不正請求の防止を図ります。	利用者及び家族がサービス費用について理解することで、適正化を図る。	・令和2年4月から令和3年3月分を令和3年7月に介護サービス利用者へ通知する。利用者本人または家族の受けているサービスや費用について確認してもらうことができた。	○	・高齢により通知しても理解できない方が多いため費用対効果が難しい。また、居宅介護支援専門員からも説明を行ってもらう。 ・他の通知等と合わせて送付して郵送料の削減をしている。